

# 令和5年あきる野市農業委員会 11月総会議事録

令和5年11月27日（月）午後1時30分、令和5年あきる野市農業委員会11月総会は、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、武田竜哉、平野久雄、本郷朝次、山崎勇、橋本敦美、長濱一郎、山崎健、佐藤裕美子、米倉孝臣、大福哲也、橋本和夫、渡邊博朗

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

田中利明、栗原剛、野崎忠、小川金二、嶋崎三雄、松村敏郎

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 藤島和彦 ・ 事務局 金澤知行、森川朋紀

## 議事日程

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について

## 報告

- 第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

開会 午後1時30分

(事務局長) それでは、皆さまお揃いになりましたので、始めさせていただきます。今月11日、12日に産業祭に参加していただきまして、本当にありがとうございました。委員の中からも品評会にて入賞された方も多くいらっしゃいますので、本当におめでとうございます。来場者につきましては、前年度から若干減少したらしいのですが、振興会の出品数、スティック芋やおやきについては、前年度より売り上げが上がったと聞いておりますので、全体的には成功だったのではないかと思います。これからも農ウォークや農業者大会等ありますので、引き続きご協力いただければと思います。よろしく願いいたします。それでは、ただ今から、令和5年あきる野市農業委員会11月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) はい。皆さま、こんにちは。お忙しいところ、総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。今、お話がありましたように、今月の11日、12日と産業祭で皆さまの協力をいただきまして、滞りなく終了したこと、誠に有難く御礼申し上げます。ここで、急に寒くなって、空気も乾燥してまいりましたが、皆さん時期的に害虫駆除などで野焼きと言いますか、そういった機会を持たざるを得ないことがあると思うのですが、くれぐれも火に気を付けていただきたいと思います。かなり前になるのですが、私の近隣の畑でやっぱり野焼きと言いますか、害虫駆除で燃やしている方が、途中で用事ができたのか、消し損ないなんだろうかね、サイレンが鳴ったので行ってみたら、かなり大きく畑が燃えてまして、なかなか大きな面積の消失になっていることがありましたので、くれぐれも野焼きをしましたら火の不始末をしないように、十分消火に努めていただきたいと思います。本日は第1号議案にて3名の方をお呼びしておりますので、皆さま活発なご質問をしていただきまして、かつスムーズな議事進行にご協力いただきたく、よろしく願いいたします。

(事務局長) 続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。諸報告、11月11日、12日に「第27回あきる野市産業祭」が開催され、多数の委員にご協力いただきました。お忙しいところ、ありがとうございました。11月21日に「東京都農業会議 令和5年度第2回臨時総会」および「令和5年度第2回事業推進協議会」が開催され、私が出席しました。諸報告は以上でございます。本日の署名委員は山崎健委員と佐藤委員になります。よろしく願いします。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしく願いいたします。

(議長) 本日の出席委員は、農業委員14名、推進委員6名の合計20名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入りますが、先ほど申し上げたように、本日はご本人をお呼びしている案件が第1号議案に3件ありますので、それから先に審議いたします。まずは第1号議案、収受114について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和5年11月27日提出。あきる野市農業委員会、

会長、甲野富和。

(第1号議案・収受114 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受114について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江委員) はい。11月20日に松村委員と事務局と3名で現地を確認してまいりました。地図は8ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

ここは歩道がかなり広くできあがっておりまして、その歩道の広げてある際の部分を三角に削った形をしているので、このようなとんがった形の畑になっているんですけど、この道路際、西の一面と北西の一面、2枚、看板が立ててありますが、道路際30センチぐらいの所に立っているだけなので、その下も防草シートに囲われているので、きれいに使える状態にはなっていません。その他の部分は耕耘してあって、一部タマネギを植えたり、エンドウマメだと思いうんですけど植えてありまして、使い始めているようでした。畑としては使える状況で管理もしてあるので、質問があればご本人にさせていただければと思います。現状については以上です。

(議長) ただいま、事務局と堀江委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(橋本和夫委員) あの、こちらの〇〇さんは●●●●ということなのですが、どんな使い方をするとかは、申請は出ているのでしょうか？

(事務局) 一般的な野菜を植えると聞いているのですが、実際に何を植えるのかは・・・

(橋本和夫委員) 自家消費のような形？

(事務局) そうです。自家消費です。

(橋本和夫委員) はい。分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？

(嶋崎委員) 1つ、いいですか？この間ちょっと通りがかりに見ただけで、ちょうど防草シートを張っている時で、ほんとに看板の下なんですよ。面積的にもそんなもんじゃないかと思うんですけど。

(堀江委員) ほんとに、このとんがった部分だけなので、面積的にはそんなに広い畑ではないので。それで防草シートも50センチくらいかな。

(嶋崎委員) そうそう、狭いんだよ。

(堀江委員) それで、他の部分の所はもうマルチが敷いてあって、タマネギが植えてあって、使い始めてはいるので、看板自体も前の△△△さんの方が多分立てたものだと思うので、そのまま草だらけにしておくよりは、この方が作ってくれた方が・・・

(嶋崎委員) そうだね。

(堀江委員) ゴミも捨てられないだろうし、という感じでは見てて思ったんです。

(嶋崎委員) ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・このとんがり部分はどれぐらい道路に接してるのですか？

(堀江委員) 歩道です。

(事務局) 隅切りになっています。

(議長) ああ、そうか。そういうことか。

(堀江委員) それで、道路に土がいかないように防草シートがちゃんと張ってはいるから、うなっても防草シートで土は止まるんじゃないかなという感じにはなっています。

(議長) 何かご質問ございますか？よろしいでしょうか？・・・では、ご本人をお呼びしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(〇〇氏 入室)

(議長) 〇〇さん、本日はお忙しい中ご足労いただきありがとうございます。早速ですが、自己紹介と、この土地に対する今後の計画などがありましたら、お話いただきたいと思います。

(〇〇氏) はい。●●に住んでおります、〇〇と申します。仕事は●●をしております、あきる野に住んで●●年、3歳から住んでおりますので、●●年になります。同級生の中に農業に携わっている方も何人かいらっしゃいます。ずっと農作業というものに興味があったのですが、なかなかその機会がなかったんですけれども、ここで畑をなんとか、いい所を使えることになりましたので、念願叶ってという形でやらせていただけるようになったという形でございます。この先、家庭菜園の延長という形でやるつもりでいますので、大した物はやりませんが、なにぶん素人ですので、周りの方とかベテランさんに聞いて、ご指導受けていければと思っております。よろしくをお願いします。

(議長) ありがとうございます。ご本人の説明が終わりました。何かご質問はございますか？

(大福委員) 今までの農業のご経験とかがありましたら少しお話を伺いたいのと、もし、あまりないようでしたら、どういった方に、周りで聞く相手がいるとか、先生のような方がいらっしゃるのか、ちょっと伺いたいのですが。

(〇〇氏) もう10何年前からなんですけれども、●●●●の□□さんにちょっとずつ畑のやり方を聞いておりました。その後、すぐ近所の土地でやられている方が、自分じゃちょっとやりきれないということで、一緒にその畑をやらせていただいて、それで7年程やっております。なので、経験というのはそれぐらいです。

(大福委員) あの、7年という間にどういった作物を、具体的な作物名を教えてくださいなのですが。

(〇〇氏) はい。タマネギ、ジャガイモ、サツマイモ、サヤインゲン、トウモロコシ、サトイモ、ネギ、キャベツ、ブロッコリー、キクイモ、カボチャ、それぐらいです。

(大福委員) ありがとうございます。作物、いろいろな物を作られて、今、すごいなと思ったんですけど、どこかで売られている訳じゃなくて、やはり自家消費というか、自分で食べたり、近くの方にお譲りしたりするような形でしょうか？

(〇〇氏) そうです。販売目的ではないです。

(大福委員) はい、分かりました。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問・ご意見ございますか？・・・よろしいでしょうか？では、〇〇さん、本日はお忙しいところ、ありがとうございます。ぜひ、きれいに使っていただきたいと思います。

(〇〇氏) どうもありがとうございました。

(〇〇氏 退室)

(議長) 他にご質問・ご意見ございませんか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、収受114について、農地法第3条の規定による許可申請の許

可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受116について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書2ページ目をご覧ください。

**(第1号議案・収受116 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受116について、担当の山崎勇委員、説明願います。

(山崎勇委員) はい。それでは報告をします。11月2日に事務局1名と私の2人で現地調査を行いました。地図は9ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

当日は譲受人の〇〇さんも現地におりましたので話を伺ったところであります。現況ですけれども、〇〇〇と△△△-△は一体となった南向きの緩い斜面の農地ということで、現在譲受人の〇〇さんが先行的に栗を5本と、ミカンを5本、梨が2本、こんな感じで植え付けをしてありました。それと農地の端の方に1坪ぐらいの小さなハウスが2つありましたけれども、これは〇〇さんが設置したのではないそうですが、当面〇〇さんはこのハウスについては農具の置場として活用していきたいという考えでありました。以上、〇〇さんは今後果樹を少し捕植しながら、果樹を中心とした農地としてしっかり管理して活用していく、このように話されておりました。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と山崎勇委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(田中委員) あの、果樹ということで、あの山の所で、囲ったりするとか、そういう対策とかは何かおっしゃっていませんか？

(山崎勇委員) はい。あの、周りにネットが張ってあって、それをそのまま・・・あの辺結構獣害が出るだろうなと思いますので、コの字型でネットが張ってありますが、残りの1面もネットを張って、獣害除けはしていきたいという考えのようでした。

(議長) 他にご質問ございますか？

(橋本和夫委員) 果樹ということでちょっとお伺いしたいのですが、苗物の場合は5年とか10年のスパンになると思うんですよ。そうすると、10年にもなると、多分梨の木だって、ミカンでも50キロとか、キロ数が出てくると思うので、それはどうされるような考えとか聞いていますか？

(山崎勇委員) 先日話を聞いた限りでは、とにかくそんな売る程まではないだろうということで、自家消費ということでおっしゃってました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・ご本人をお呼びしてよろしいでしょうか？では、願います。

(〇〇氏 入室)

(議長) 〇〇さん、本日はお忙しいところありがとうございます。早速ですが、自己紹介と、今後のこの土地に対する計画などがありましたら、お話を聞きたいと思っております。よろしくお願

します。

(〇〇氏) はい。あきる野市●●●からまいりました、〇〇〇〇と申します。農業は初めてなので、本当に素人なんですけれども、いろいろ勉強しながら一生懸命やっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(議長) ありがとうございます。ご本人の説明が終わりました。何かご質問はございますか？

(橋本和夫委員) 今日のご苦労様です。自分もちょっと果樹をやっているもので、お伺いしたいのですが、梨とかミカンとかやっているものでね。あの、今、お話を聞きましたら、栗、ミカン、梨とか、そういうものを作っていくということで、これは誰かに売るとか、そういう計画はあるのでしょうか？

(〇〇氏) 作った物はほとんどまだ、要するに自家消費というか、現在は自分で消費するという段階でございます。

(議長) 他にご質問ございますか？

(嶋崎委員) あの、面積もかなり広いですね？●反部弱ぐらいですから、相当な量ができちゃうと思うんですね。普通にやっても、一般的には、この辺の処理を本当に自家消費だけでいけるのかというところをちょっと。

(〇〇氏) 今現在買おうとしている場所は非常に南向きで、非常に日当たりも良い。概ね●●●坪ぐらいしかない土地なんですけれども、現在は栗5本、ミカン5本、梨2本、桃2本、柚子1本と、果樹を少し先行的に植えてあります。それで、将来的には周りの畑も可能であれば購入して、どんなのがいいか試しながら徐々に広げて、獣災害を駆除しながらやっていければなと思っておりますので、できる限りやりたいと思っております。ゆくゆくは自分の家だけではなく、将来的にはレジャー農園という感じでやっていければなと思っております。すぐそばに山がありますけれども、山も買ってくれと来ていますので、伐採しながら、広げながら、栗や果樹を、適した物をやっていければと思っております。夢は大きいのですが、なにせ歳がいつてますので、頑張りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(田中委員) じゃあ、1つ。先ほどもちょっとお話したのですが、あそこはシカ、イノシシ、サル、かなりの量が出ていると思うんですけど、それに対しての対策はどのようにするのか、教えていただけますか？

(〇〇氏) 現在もそういうのはしょっちゅう出ていますね。うちの周りも。そういうのは、まずは山の木を伐採しながら、周りに強いネットを張りながら、あるいは電気柵とかそういうものもあるでしょうけれど、そういうのをやりながら、将来的にはレジャー農園的という、ちょっと大きなことになっちゃいますけど、まず人が入れば獣たちも押しやられていくということが多いと思いますので、誰も入って行かないような所はどんどん出てくる、しょっちゅう行ってもそういう風を感じておりましたので、何しろ一時の戦いになるかなと思っておりますので、その覚悟は十分できております。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？では、〇〇さん、本日はありがとうございました。これで審議いたします。

(〇〇氏) よろしく申し上げます。ありがとうございました。

(〇〇氏 退室)

(議長) 他にご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、收受116について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、收受119, 120については関連案件となりますので、一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書2ページ目をご覧ください。

(第1号議案・收受119 朗読)

(第1号議案・收受120 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、收受119, 120について、担当の山崎勇委員、説明願います。

(山崎勇委員) はい。それでは、收受119, 120についてご報告をいたします。11月20日に事務局1名と私の2人で現地調査を行っております。地図は10ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

現況ですが、まず收受119、畑①にはネギ、ニンジン、ハクサイ、またタマネギの苗とノラボウの苗が畑いっぱい植え付けられていました。畑②、畑③、畑④ですが、こちらはネギとトウガラシが作付けしてある他は、きれいに耕耘がされておりました。また、畑の一部には農機具用の物置が、比較的大きな物ですが、2棟ございました。それから收受120ですが、畑⑤、畑⑥は現在短い草に覆われておりましたが、多分直近では畑として使ってなかったと思われませんが、今後は、元々畑であったことから、しっかり耕耘して作物を植え付けていきたいと、こういう考えだと聞いております。譲受人の〇〇さんですが、耕運機を中古で3台購入して、それと畑用の小さなコンボ、こういった農機具を所有しているということで、今後意欲的に畑の管理をしていかれるだろうと考えております。よろしくご審議をお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と山崎勇委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・これ、かなり、いっぺんに●反近くですけど、何かやってたんでしょうか?

(事務局) 元々、收受119の方の持ち主の△△△さんが実のご兄弟でして、共同で使っていたような状況、自宅も近かった関係で、〇〇さんがメインでやっていたような状況で、それを正式に名義を変えろということだそうです。□□□□さんの方も近くだったので、一緒に所有権移転をするということです。

(議長) どっちか仮登記か何かだったのですか?

(事務局) 特についてないです。

(議長) 何かご質問ございますか?よろしいでしょうか?・・・では、ご本人をお呼びしたいと思いますので、よろしく願います。

(〇〇氏 入室)

(議長) 〇〇さん、本日はお忙しいところありがとうございます。

(〇〇氏) よろしく願います。

(議長) 早速ですが、自己紹介と、この土地に対する今後の計画などがありましたら、お話いただ

きたいと思います。お願いいたします。

(〇〇氏) はい。〇〇〇と申します。●●●●●の近くに住んでおります。畑の購入ということでこれからの利用としては、今、もうすでに野菜を作っているんですけども、これからも続けて野菜作りをしていきたいと思っています。私、家族が結構多くて、兄弟が5人で、甥っ子姪っ子で10人、孫も入れると15人ぐらいいるので、自家消費が多いということで、実は実家が●●●●●の上の方にありまして、実家で親の方が野菜を作って、いつも実家に行くとおいしい野菜を食べていたのですが、最近サルとかシカとかすごく被害が多くて、実家に行っても野菜が作れないということで、今、住んでいる●●の方で私がいっぱい作って、兄弟や孫にいっぱいおいしい野菜が提供できればなということで、今、野菜作りをしています。ちょっとまた手広くなるんですけど、いっぱいできれば出荷と言うか、直売所みたいなのも少し考えています。よろしくお願いいたします。

(議長) ありがとうございます。ご本人の説明が終わりました。何かご質問はございますか？

(米倉委員) こちら結構広い範囲でやられると思うのですが、実際に作業をやられるのは、おひとりでやられるのですか？

(〇〇氏) いや、女房もやりますし、息子も少し休みの日には手伝いますし、実家の兄も来て、兄夫婦もやっている状況です。ひとりじゃちょっと広いので。

(米倉委員) ご家族が多いので、できそうですね。

(〇〇氏) そうですね。

(米倉委員) はい、分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？

(山崎勇委員) 山崎と申します。先だって調査に私の方で行かせていただきまして、山側の方の2枚の畑ですけども、これから耕耘されて畑として活用していく、ということで聞いておりますけど、あそこに桐の木か何か、何本かありますよね？あれは伐採して？

(〇〇氏) あれは伐採の予定です。

(山崎勇委員) なんか、ユンボがあるようですから、抜根するんだろうなと思って。そんなことでよろしいでしょうか？

(〇〇氏) そうですね。はい。連作とかするので、天地返ししながらいろいろやろうと思って。

(山崎勇委員) 機械もね、耕運機とか大分持っているんですよね？

(〇〇氏) そうですね。機械好きなもので。

(山崎勇委員) ありがとうございます。

(〇〇氏) はい、ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？では、〇〇さん、本日はお忙しいところありがとうございました。

(〇〇氏) どうもありがとうございました。お願いします。

(〇〇氏 退室)

(議長) 他に何かご質問・ご意見ございますか？

(平野委員) あの、先ほど、〇〇さんと△△さんは兄弟だというような話だったんですけど、これは世帯内贈与とかそういうことではない？



(事務局長) 弟さんの〇〇さんが中心でやっていきたいということで、ここで正式に名義を変えて、元々、兄弟ではありますが、正式に所有権移転をするということで伺っております。

(平野委員) 分かりました。

(議長) 他にご意見・ご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、收受119,120について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、收受113について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書1ページ目をご覧ください。

**(第1号議案・收受113 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、收受113について、担当の小川委員、説明願います。

(小川委員) はい。ご説明いたします。11月20日に事務局と渡邊委員、私の3名で現地を確認してまいりました。地図は7ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

この場所は、元々、この△△△△の●●●●●●の中に〇〇さんの所有の土地があったということで、それでその代替えという形でこちらの〇〇〇番の畑になったのですが、面積要件のために仮登記のままだったというように聞いています。現地については、今日も見えて来たのですが、ナガネギが周りに1列あるのと、あとトウガラシが1本、ショウガが2株、あとマルチでここで植えたばかりのタマネギがありまして、残りの部分は草が1本もないように耕耘なり、除草なりがされていました。以上です。

(議長) ただいま、事務局と小川委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？これは本来でしたら、この方も来ていただくところなのですが、ちょっと都合がつかないということで、今日は来れなかったということです。

(嶋崎委員) 1つ、教えてください。△△△△になっていますけど、△△△△の持ち物なの？

(事務局) はい。こちらですが、以前仮登記をされていまして、その後時効取得ということで、20年以上占有していたことによりまして、△△△△が取得できたという案件になりますので、△△△△の持ち物になっていた状況になります。

(事務局長) これ、△△△△が●●●●●●を整備するに当たって・・・

(小川委員) 代替え、代替え。

(事務局長) 代替えで△△△△が持っていたんですけど、所有権移転できなかったから時効取得で取得して、今回、〇〇さんに譲るという流れみたいですね。普通ですと△△△△が3条で取得するというのはなかなか、農業委員会の方でも難しいと思うのですが、今回は民法の20年以上の時効取得ということで、こちらは関係なく民法の方で登記ができてしまったという。

(議長) 珍しいですね。

(事務局長) なので、△△△△が畑を持ってしまっている。

(嶋崎委員) 畑を持ったということは、これは、あれか。●●●●●●との代替えと・・・

(事務局長) そうですね。代替えです。

(小川委員) 実際、この周りの所も代替え地としてずっと、他の人も買取りになっていると思うので、ひとつが始まると、どんどん出るのかなというような気もします。水が入ってない田んぼなものですから、畑と同じような状態で使われてまして、普通だと田んぼをやらないとすごい草になっているんですけど、この地域はちゃんと作っていました。

(橋本和夫委員) いいですか？今のお話を聞くと、その周りも結局、△△△△の同じような状況になっている？

(嶋崎委員) 可能性はあるよね？

(事務局) △△△△がお持ちになっているのは、ここと、もう1ヶ所だけですね。今回の所は〇〇さんが譲り受けるということで申請が出ているのですが、もう1ヶ所については、特にお話は進んでいません。

(議長) そこも時効取得？

(事務局長) 同じじゃないの？

(事務局) そちらは登記簿など手元にないので、分かりません。

(議長) 他にご意見・ご質問ございますか？

(嶋崎委員) そういうことは、これもややこしいけど、●●●●●の中にこの地主さんの土地があったという？

(事務局長) 元々、多分あって、代わりに・・・

(嶋崎委員) ですよ？それで、その代わりに他をこの地主さんにくれたと言うか。入れ替えた。

(事務局長) そうだと思います。

(嶋崎委員) そういうことですね。

(事務局長) それで、ここで下限面積が撤廃されたので、多分、0㎡だったので申請できずにいて、今回出て来たということかなと。

(嶋崎委員) ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、收受113について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、收受115について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書1ページ目をご覧ください。

**(第1号議案・收受115 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、收受115について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江委員) はい。先ほどと同じく、11日20日に松村委員と事務局と3名で現地確認に行ってみました。地図は8ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

面積的には●●反ほどの結構広い、細長い畑なのですが、きれいに耕耘されており、また、

端の方にきれいに1列だけ50メートル程ハクサイが生産されておりまして、多分出荷はしてないようなのですが、他はきれいに耕耘済みで、いつでも使える状況になっておりました。

〇〇さんはまだ現役でやられていますが、ここで贈与するという事で、他の畑もきれいに使用されているので、問題はないと思いますが、よろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と堀江委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・△△さんは会社員となっておりますか?

(事務局) お父様のお手伝いをしながら、一緒に畑を使っています。

(議長) 普段勤めているのは、お父さんの会社ですか?

(事務局) いいえ、お父様の会社ではなくて、●●●●の方で働いています。

(議長) では、休みの日に農業をやっているということですね?

(事務局) はい、そうです。

(議長) 他に何かご意見、ご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、収受115について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和5年11月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

#### (第2号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の渡邊委員、説明願います。

(渡邊委員) はい。11月20日に小川委員と事務局の3名で現地を調査しました。地図は11ページをご覧ください。

#### (現地案内図 説明)

現地では現在ネギ、サトイモ、ヤツガシラ、ニンジン、ゴーヤが植え付けられております。

また、タマネギを今、定植しているところでございました。良好に営農されている状況でございました。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と渡邊委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書3ページ目をご覧ください。

(第2号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。去る11月20日に事務局と堀江委員とで現地を見てまいりました。地図は12ページをお願いします。

(現地案内図 説明)

ここにはブルーベリーがきれいに栽培されておりました。草もしっかり刈ってありましたので、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

(議長) はい。ただいま、事務局と松村委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号3についてですが、こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書4ページ目をご覧ください。

(第2号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。去る11月20日に堀江委員と事務局、計3名で現地を確認して来ました。地図は13ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

全部で10筆の畑が点在していますが、畑①はサトイモがきれいに植わって、大分大きくなっておりました。次に畑②はトウモロコシが作ってあって、2～3回耕耘してきれいになっておりました。次に畑③、ここもトウモロコシで、同じく2～3回耕耘したような跡がありました。その上の畑④、畑⑤、畑⑥はトウモロコシ、同じくきれいになっておりました。次に畑⑦、ここもトウモロコシが作ってあって、同じくきれいに耕耘されておりました。畑⑧もトウモロコシが作ってあったそうです。ここもきれいになっておりました。畑⑨はイチゴが栽培されて、まだ成育中でした。ハウスですけど、きれいになっておりました。あと畑⑩は、東側はサツマイモが作ってありまして、収穫した跡がありました。真ん中辺りにキャベツ、草もほとんど見当たらずきれいに栽培されておりました。西側はきれいに耕耘されておりました。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と松村委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明する

ことに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。それでは〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書5ページ目をご覧ください。第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画については、次のとおり承認する。令和5年11月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第3号議案・番号1 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江委員) はい。同じく11月20日に、松村委員と事務局と3名で現地を確認してまいりました。地図は13ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

●反少々の畑ですが、ここは南側に林があり、少し日陰が多い場所なんですけど、ちょうどここに今年はショウガを作ったらしく、ちょうど収穫し終わり、まだ古い葉っぱが残っている状態でしたが、耕運機をかければすぐに使えるような状況で、しっかり農業をしている形になっておりました。また〇〇さんはファーマーズセンターの会員でもあり、ネギを相当量作っておりますので、またここもネギ等を作るとお思いますので、問題はないと思いますが、よろしくお願います。

(議長) ただいま、事務局と堀江委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号1の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画について承認することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、報告事項に移ります。第1号報告について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書6ページ目をご覧ください。第1号報告、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法第18条第6項の規定による次の農地の通知については、同法に規定する合意解約であることを認めこれを受理した。令和5年11月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第1号報告・収受157 朗読)**

**(第1号報告・収受163 朗読)**

以上でございます。

(議長) これは報告事項なので、審議はしないのですが、何かあれば。滅多に出て来ない案件なので、

ご質問があれば。

(事務局) 基本的には小作権の解約という、昔からの、農地解放時代からの小作の解約ということ  
とで。

(議長) たまに出て来るのですが、よろしいでしょうか?では、続きまして、専決の報告について、  
事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和5年あきる野市農業委員会11月総会専決処理報告書  
をご覧ください。では読み上げます。

**(専決報告 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、12月22日、金曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁  
舎5階、503会議室で行う予定です。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時46分